

第4章 加盟団体へのヒアリング調査結果

藤山 新¹⁾ 松宮 智生²⁾

1. ヒアリング調査の目的および方法

本研究プロジェクトでは、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が認定する資格を持つスポーツ指導者を対象に、LGBTに関して体育・スポーツの現場で生じている諸課題の把握、およびスポーツ指導者のLGBTに関する知識やニーズの把握を目的としたWeb調査を2017年度に実施した。2018年度には、スポーツ指導に求められる指導上の配慮、および競技参加における配慮について、スポーツ関係団体における事例を把握することを目的として、JSPOに加盟している117団体（都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、準加盟団体および関係スポーツ団体、以下、加盟団体）を対象とし、「スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みに関する調査」をWeb調査の形でを行い、84団体からの回答を得た。

これらの調査結果を踏まえ、今回は加盟団体としてのLGBTに関する対応方針や、これまでの対応事例、課題などを把握することを目的として、複数の団体を対象にヒアリング調査を行うこととした。

ヒアリング調査の対象団体は、先に行った「スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みに関する調査」の調査結果を検討したうえで候補を選定した。特に自由記述の回答から、LGBTに関する規定の制定や相談窓口の設置、役員や指導者を対象とした研修会などの開催について、すでに取り組んでいたり、必要性を認識し、前向きに検討している様子がうかがえた15団体をヒアリング調査の対象団体候補としてピックアップし、調査を依頼した。その中で、調査に承諾していただいた7団体のうち、調査者の日程が調整できなかった一般財団法人少林寺拳法連盟を除き、公益財団

法人日本障がい者スポーツ協会、公益社団法人日本武術太極拳連盟、公益財団法人日本セーリング連盟、公益社団法人日本トライアスロン連合、公益財団法人日本自転車競技連盟、公益財団法人全日本スキー連盟の6団体にヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、2019年2月18日から22日にかけて、各団体の事務局において行われた。調査者は本研究班員の藤山と松宮、およびJSPOスポーツ科学研究室研究員の石塚創也が務めた。ヒアリングは3名の調査者と各団体の担当者による半構造化インタビューの形式で行われ、各団体担当者の了承を得たうえでICレコーダーによる録音を行い、内容の文字起こしを行った。

本稿では、各団体のヒアリング内容をいくつかの論点に沿ってまとめ、各団体に共通する対応方針や課題の抽出、各団体に特徴的な対応方針や課題の抽出、過去の対応事例、ヒアリングの中で各団体の担当者から出された本研究への要望などを取りまとめ、本研究プロジェクトの目的の一つである啓発ハンドブックの作成に寄与することを目指す。

2. 団体ごとのヒアリング内容抄録

(1) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1) 相談窓口および相談事例等について

2016年5月、スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口を協会事務局と外部の弁護士事務所の2か所に設置した。競技団体のガバナンスやコンプライアンス問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談も、こちらの窓口で対応することを想定しており、LGBTについても同様に考えている。2019年2月の段階では、LGBTに関する相談事例はない。また、自身がLGBTであることをオープンにして競技に参加している事例は、現段階では把握していない。当事者はいるかもしれないが、こちらには

1) 首都大学東京

2) 清和大学

伝わってきていない。選手ではなく、障がい者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という）で職員として働く人の中に、トランスジェンダーの当事者がいると聞いている。

LGBTに関する相談事例としては、10年ほど前に、全国障がい者スポーツ大会におけるMale to Female（生まれながらの性は男性だが、女性として生きたい或いは女性として接して欲しいと思う：MtF）トランスジェンダー選手の競技への参加資格について、県の担当者から問い合わせがあった。協会は日本体育協会（当時）に問い合わせ、当時の国際オリンピック委員会（IOC）のトランスジェンダー・ポリシーをサジェストしていただき、県の担当者に情報提供を行った。当該選手は都道府県レベルの予選で女性として出場し、上位の記録を出したが、全国障がい者スポーツ大会には出場していない。

2) LGBTに関する研修などの実施状況

2017年度に各競技団体を集めてガバナンス研修会を実施。その際に、認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ代表の松中権氏を講師として、LGBTに関する講演を行った。各競技団体に知識を持ってもらい、基本的な考え方や情報をアップデートしてもらうことが目的。参加者の反応としては、「初めて聞く内容も多かったので、大変参考になりました」という感想を頂いている。今後もこうした研修は必要と考えているが、ガバナンスに関して扱うべき課題が多岐にわたるため、2018年度以降、この課題をとりあげていない。

3) LGBTの競技者に関する対応方針

LGBT競技者、特にトランスジェンダーの競技者の参加資格については、国際パラリンピック委員会（IPC）がどう考えるかによる。現段階では、IPCからは特段のアナウンスはない。障がい者スポーツ協会が取り扱う障がいは、身体、精神、知的障がい対象となっているが、LGBTもこうした各種の障がい者と同様に、社会的困難があると考ええる。

障がい者スポーツは、基本的には一般のスポーツをそのままできればやるということが原則で、

障がいがあるためにできないとか、やりづらい、楽しくない、けがの恐れがあるという場合にルールや用具を一部工夫しており、また障がいの程度や種類の違いによる不公平さをなくすために障害区分を設けている。そこにジェンダーの問題が出てきてしまうと、公平さをどう担保することができるのか、現状では何とも言えない。

障がい者スポーツに固有な事情として、たとえば宿泊を伴う遠征などが発生する場合には入浴介助が必要になるケースなどもあるため、選手だけでなく介助に携わるスタッフのセクシュアリティも視野に入れて対応する必要があると考える。また、LGBTに関する啓発に関しては、発達障がいや知的障がいのある人への周知、啓発に困難があると考ええる。

トップレベルの競技の場面よりも、日常的なスポーツの場面のほうが、LGBTに関する課題が多い可能性もあるのではないかと。LGBTの当事者が日常的なスポーツの場面で参加を阻害され、スポーツを楽しむことができない環境があるのかもしれない。日常でできなければ、競技まで到達できない。日常の中で居心地が悪い状態であったがために、スポーツを続けることができなかつた可能性はあるのではないかと。各地のスポーツセンターであれば、そうした情報を持っているかもしれない。

4) その他

スポーツセンターは全国に26か所あり、程度の差はあるが、基本的には家族更衣室や多目的トイレなどが整備されており、設備面ではLGBT当事者にとっても使いやすい環境にあると言えるのではないかと。

(2) 公益社団法人日本武術太極拳連盟

1) 相談窓口および相談事例等について

ガバナンスの強化を目指して倫理規定などを整備する中で、2017年6月に事務局と外部の弁護士事務所の2か所に相談窓口を設置した。事務局の相談電話は担当者を1名に限定することで、相談内容の拡散、情報の漏えいを防ぐ工夫をしている。暴力、ハラスメント、コンプライアンス関係の相談を想定して設置しているが、今後どのような

ことが起こってくるか分からないため、幅広く対応することを基本としている。LGBT関係の相談もこちらの窓口で対応することを想定している。2019年2月の時点で、LGBT関係の相談事例はない。

2) LGBTに関する研修などの実施状況

LGBTに関する研修会や勉強会については、必要性は感じている。年2回の総会の際に実施することも可能とは考えるが、現状は実施していない。LGBTとスポーツに関する情報や知識について、たとえば理事、役員に情報や知識を伝えることはできる体制にあるが、その情報をさらに選手や愛好者へ伝えるとなると、どうやって行うことができるか難しい。伝え方にしても、どのようにすれば当事者の方を自然に受け入れることができるのか、あまり大きく摩擦を生む形で導入してしまうと、いろいろな部分でうまく行きづらくなっていくと思うので、社会の方がどういった対応をしているのか、そうした状況も見ながら検討していく。

3) LGBTの競技者に関する対応方針

参加資格に関して言えば、現状、トランスジェンダー選手の大会参加などの事例はなく、国際武術連盟(IWUF)にも特段の規定はない。もしそうした事例が生じた場合は、IOCの指針があるので、基本的にはそれに沿って対応するつもり。特にMtFの選手については難しさが予測されるが、「条件をそろえる」ことを基本に対応したい。参加資格やルールについては、基本的には世界的な趨勢に沿うべきと考えている。基本的には、LGBTの選手が参加するためにはどうしたらいいのかという方向で考える。

競技上のルールに関しては、武術太極拳は男女で競技種目や採点項目に差異はないが、跳躍動作が採点基準に含まれており、男性の競技者の方が高く跳べて、回転回数も増やせるため、より高い得点を得る傾向にあると言える。必ずしも男女で筋力や跳躍力に差があるわけではないが、MtFの場合、不公平感が現れる可能性もあるため、何らかの形で条件をそろえることが必要になるのではないかと考える。ただ、実際の競技における事例

がなく、国際大会などの高いレベルの競技に出場する競技者を想定した独自の基準もまだない。

その他、毎年開催している全国大会においては、選手が必ず多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレから選択できるよう配慮している。更衣室については、現状要望がないため対応はしていないが、要望があれば何らかの対応をとる必要があると考える。

4) その他

武術太極拳連盟として組織化する以前から太極拳の愛好者には女性が多く、結果として女性の会員数が多い。また、各地域で長年活動に貢献してきた人が役員に推薦される傾向にあるため、役員に占める女性の割合も比較的高い状況にある。また、競技に参加する人々の年齢層も幅広く、全国大会に80代の選手が出場したこともある。そうした意味では、武術太極拳はいろいろな人が参加できるスポーツと言える。

JSPOがハンドブックを作成するのであれば、今ある課題を解決することが必要と考えると、現場、教室のレベルで生じている困りごとや、当事者の抱えるデメリットなどを提示してほしい。それとともに、今後スポーツの場面ではどういったありかたが望ましいのか、競技を統括する側がどうあるべきかといったような、大きなビジョンやモデルケースなどを提示してもらえると、今後の方針を定めるうえで参考になると考える。

(3) 公益財団法人日本セーリング連盟

1) 相談窓口および相談事例等について

2013年4月25日に日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「暴力行為根絶宣言」を踏まえ、2013年6月、事務局と外部の弁護士事務所の2か所に相談窓口を設置した。暴力やハラスメント、コンプライアンスなど、広く全般的な相談を想定。LGBTについての相談も想定しているが、現在のところ相談事例はない。

ハラスメント等があった場合は、それにふたをするのではなく、そうした問題が生じる状況を根

本から変えていく必要があると考えている。もし問題事例が生じた場合には、そのように対応する考え、指導者のコーチングスキルの向上、プレイヤーズセンターの考え方を徹底している。

2) LGBTに関する研修などの実施状況

連盟では現在、暴力の廃絶に向けて、コーチングのあり方に力点を置いている。その中で、指導者の育成体系を構築するとともに、すでに資格を取っている指導者向けのアップデート研修の機会を設けるようにした。今後、そうした研修の機会において、LGBTに関する情報提供等も行う予定。現時点では、暴力廃絶やハラスメントの防止など、幅広くいろいろな対策を、積極的に取り入れる姿勢を持っている。将来現れてくるであろうLGBTの課題についても、指導者の立場の意識改革も含めて、できるところはやっていこうというスタンスである。

3) LGBTの競技者に関する対応方針

LGBTについては、現在のところ相談事例や大会での事例はないが、競技者としているはずという想定で物事を考える必要があると認識しており、2019年4月1日からの事業計画においては、「実行計画」に「LGBTに配慮したセーリング環境確保への取り組み」を、「総務・広報グループ」に「スポーツ・インテグリティ、ガバナンス向上、ジェンダー・イコール、LGBT対応等の諸課題に対する研修事業の企画立案及び実施」を、それぞれ明文化している。

競技上のルールとしては、一部の種目では男女でセール面積が異なるが、それ以外には違いはなく、基本的にはオープンと女性部門という分け方。男女ペアでの参加も多く、あまり性別で明確に区分けする競技ではないという特徴がある。筋力だけではなく、判断力や経験値も勝敗を左右する大きなファクターとなるため、必ずしも若い人、男性が優位の競技ではない。船という道具を使うので、その人の身体特性に応じた調整ができる。過去、全日本選手権において女性ペアが優勝したこともある。MtFの選手が競技に参加することになった場合、オープンの競技があるのでその場合

は何ら問題ないと認識している。体格の差というものがある競争の絶対的優勢に出てこない競技ゆえ、競技への参加に向けたハードルは他の競技よりは低いのではないかと考える。

こうした競技特性を考えた時に、セーリングにおいては競技への参加やルールの整備よりも、トイレや更衣室など、ベニュー（会場）側のインフラ整備の方が対応すべき優先度の高い課題なのではないかと考える。総務委員会でも去年あたりから、LGBTの課題を視野に入れて内部的に議論はしているが、現状としては多機能トイレで対応するしかないのではないかと考えている。

4) その他

セーリングは比較的、体力的なギャップや身体的なハンディキャップというものを、船がカバーしてくれるという部分があるので、そのような意味で、共生社会の実現には相当前向きにコミットできる競技ではないかと考える。

ジェンダーに関して言えば、レディース委員会を設置し、課題等に対応している。2018年11月にはレディース委員会が女性競技者の課題を抽出して連盟全体に共有し、今後の解決を目指している。女性が抱えている課題を女性だけの問題として囲い込まずに、連盟全体で対応することが大切と考える。役員の人員構成においても、女性の比率を20%にすることを理事会で決議し、その後2018年6月の役員改選で8人の女性が役員となり、女性比率が22.9%となった。また、2002年高知国体から、大会会場にチャイルドルームを設置している。

パンフレットについては、実際に困っていることを提示してほしい。様々なケース、競技特性の違いによって異なる困りごとや対応の方法があると思うので、そうした例を提示して、その中からチョイスできるとよいと考える。競技によっていろいろ歴史的な背景の違いがあり、世界の動向も違う中で、それぞれの競技団体がどのようにLGBTの問題にアプローチをするかというのは、競技特性にまで掘り下げていかないと一般論で終わってしまうと考える。

(4) 公益社団法人日本トライアスロン連合

1) 相談窓口および相談事例等について

2013年6月に倫理規程及び通報相談処理規程を制定したことに伴い、通報相談窓口を設置。ハラスメントやコンプライアンスをはじめ、すべての相談を一本化している。LGBTについても同じ相談窓口で相談を受ける体制にある。現在のところ、LGBTに関する相談事例はない。

また、相談窓口を設置する以前の1990年代には、地方のエイジ部門の競技にMtFの選手が通称名を用いて女性として参加したという事例がある。競技に参加していた他の女性選手からアピールがあり、その後当事者とNFとで話し合った結果、女性としての競技参加を認める一方で、記録は参考記録として表彰の対象外とすることで折り合ったことがある。当該選手は、その後も各地の大会に出場したが、そのたびごとに主催者及びNFは当該選手とコミュニケーションをとり、特に更衣室など施設面において必要な配慮について調整し、可能な範囲で対応した。この時の事例については、国際トライアスロン連合 (ITU) に報告している。(その後、当該選手は都道府県での性別変更が認められた)

2) LGBTに関する研修などの実施状況

トライアスロンの競技特性として、個人で着順を争う競技であるとともに、完走した全員が勝者というマインドが基本にあるため、1974年に競技が始まった当初から、障がい者を含め、参加を希望するすべての人を受け入れることを前提とし、全員が同じスタートラインに立つことを基本として行われている。そのため、LGBTのことを特別視して研修会や講習会をやること自体が差別になる可能性があるのではないかとという考え方もあり、現在のところ、LGBTに特化した研修は行っていない。

3) LGBTの競技者に関する対応方針

ITUがIOCのポリシーにならう形でLGBT選手の参加ルールを制定したことから、日本トライアスロン連合 (JTU) でも2019年1月にトランスジェンダーおよび高アンドロゲン血症の選手が参

加する際のルールを競技規則に明文化した^(注1)。この規定に基づいて事例の対応をきちんとできたら、このルールで良いと考える。また、そういう事例があれば、その他のLGBTの方も堂々と大会に出ることができるようになるのではないかと考える。

トライアスロンはエリート部門とエイジ部門というカテゴリ分類があり、さらにエイジ部門の中で5歳ごとの細かい年齢区分を設けている。それぞれの楽しみ方に応じた競技レベルを設けており、細かく分けることが生涯スポーツとしてメリットを生んでいるとも言える。そうした意味では、例えば選手数が増えれば、将来的にはトランスジェンダーの部門を作るという選択肢もあるかもしれないし、性別ではない分け方を模索することも必要なのかもしれない。

大会会場においては、仮設テントで男女別の更衣室を用意しているが、それぞれの中に個人スペースを設け、周囲に人がいる中で着替えることが苦手な選手や授乳などに対応できるようにした事例がある。個室の男女兼用トイレはどの大会でも用意している。

スポーツ界がトランスジェンダーやLGBTの選手にいかに対応するかということは、社会がいかに対応するかという課題とリンクしていると考えられる。JTUとしては、その社会対応に率先するスポーツとして、LGBT当事者のトライアスリートが自らのことをオープンにして競技に参加できるような環境を作ることができるとよいと考える。トランスジェンダーだけではなく、自分の性別が明確ではない人などがどうすれば大会に参加することができるのか。その人の好きなことを妨げない、その人の生き方としていい道を選んで、満足できるような環境を作りたいと考える。

4) その他

ジェンダーに関連した問題としては、性別を問わず観客による選手の盗撮が問題。警察との連携なども検討する必要があるが、どうしても会場が広いと根本的な解決方法が見出せない中、テクニカルオフィシャルによる取り締まりを強化している (迷惑防止条例の適用)。

ハンドブックについては、一律的なガイドラインのようなものではなく、競技特性に応じたものを作ってほしい。コンタクトスポーツや団体スポーツと、身体的接触のない競技や個人競技とは、課題が異なり、対処方法やガイドラインも様々と考える。LGBTの選手をスポーツ界が受け入れるためには、社会がLGBTの人々を受け入れていくことが前提になると考える。われわれはぜひ、JSPOが作成する競技別ガイドラインを活用して、差別がないように、振興、普及していきたいと考える。

また、人間は男性性、女性性とどちらも持っており、そのバランスに個人差があると考えており、男性、女性で指導法や対応を変えるのではなく、社会が人間として見るということが大事なのかなと感じている。ハンドブックにはそういう点をスポーツ界から投げかけてほしいと思っている。

(5) 公益財団法人日本自転車競技連盟

1) 相談窓口および相談事例等について

2019年3月に倫理規定を改正し、あらゆる差別の禁止を明文化する。LGBTについては、文言としては入っていないが、当然含まれると考えている。通報窓口も3月にオープン。セクハラ、パワハラを含め、あらゆる手段の不当行為、不正行為の通報窓口として、外部の弁護士に一元化。連盟のWebサイトから担当の弁護士へ直接相談・通報が行くようになってきている。「通報」という性質が強いため、LGBTに関する相談が来るかどうかは未知数。

2) LGBTに関する研修などの実施状況

ハラスメントの講習会とコンプライアンスの講習会をすでに実施しており、今後も開催する予定がある。来年度では指導者向けのハラスメント講習会を開く予定。LGBTに関しては、これまでのところ実施していないが、実施することを念頭において、関係する企業などを通じて研修に関する情報を収集している。

3) LGBTの競技者に関する対応方針

トランスジェンダーの選手の有無については、

現段階では事例として把握していない。国際自転車競技連合（UCI）にもルールがないため、現段階では対応できない。競技は男女差があるので、身体の性別で分けざるを得ないという考え方もあるが、事例が生じた場合はUCIに従うことが基本と考えている。自転車競技においては、性別でルールが異なるのは距離くらいのもので、練習においては合同で行うことも珍しくない。ただ、選手数が男女で大きく異なり、女性選手が非常に少ないため、レベルの問題などがあって、国際大会への代表派遣基準を男女で変えたりすることはある。競技においては「不公平ではないのか」という声が当事者以外の選手や観客から出ないようにルールを作ることが基本と考える。

更衣室など施設の問題については、連盟の方で施設をあまり持っていないため、検討する段階にはないと考える。要望があった場合には個別に対応することになると考えるが、すべての要望に応えることは、現実としては難しいのではないかと考える。導入部分で「LGBTが特別なこと」という認識にならないようにしたい。

4) その他

競技者の女性比率は高くはない。約8,600人のうち600人程度。指導者ももっと少ない。女性役員は2人。加盟団体から理事を推薦する方式なので、意図的に女性を増やすことは現状としては難しい。2018年度から女子育成部会がスタートし、選手の発掘・育成、課題対応を行っている。国体のトラック競技やガールズケイリンの定着などにより、女性の競技者は増えている実感はある。自転車競技は基本的に身体的接触がなく、競技体系にも性別で違いはほとんどない。またウェアも男女で大きな違いはないため、LGBTの選手が比較的参加しやすいのではないかと考えられる。

ハンドブックについては、どうしたら当事者と自然に接することができるかというイメージを教えてもらえるとうれしい。差別的に見てはならないのは当然だが、一方で腫れ物に触るように接しても、当事者も困ると考えるので、対応の基本を教えてほしい。また、たとえば当事者は自分が

LGBTであることについてあまり知られたくないという気持ちが強いのか、それとも知ってもらってきちんと対応してもらいたいという気持ちが強いのかといったことなど、何が正解なのか、何が一般的なのかというのをご指導というか、情報を頂きたい。企業向けにはハラスメント研修やLGBT研修の資料はあるが、スポーツ界向けの資料はあまりないので、ハンドブックは活用したい。

(6) 公益財団法人全日本スキー連盟

1) 相談窓口および相談事例等について

2017年6月に相談窓口を事務局と外部弁護士との2か所に設置。メール、電話、FAXに対応。設置以来、約60件の相談があったが、ほとんどが「スキー学校」の講師に対する苦情や疑義であったことは想定外。連盟としては、主に選手の強化指定や選考基準などにかかわる通報や相談を想定していた。

窓口を作るきっかけは、スノーボード選手の違法薬物吸引が問題になる中、未成年選手の飲酒やコーチのパワハラ、セクハラなど、コンプライアンスにかかわる問題が相次いで明らかになったこと。他団体の事例を参考にしながら弁護士、学識経験者、他団体の役員からなる第三者委員会を設置し、当事者へのヒアリングなど調査を実施。処分を定め、再発防止策を作成した。その一つとして、相談窓口を開設した。

国際レベルの競技になると、ジャンプやアルペンの競技は男女が全く異なった日程で動くことが多いので、セクハラなどの問題は比較的起こりにくい構造にあると言えるのではないかと。

相談窓口を設置する前に、第三者委員会がヒアリングを行った際に、パワハラとセクハラが疑われる事例の通報があった。いずれも当事者へのヒアリング調査を行い、対応を行った事例はある。いずれも、パワハラやセクハラに該当する事例とは認定されなかった。

2) LGBTに関する研修などの実施状況

オリンピックに出る種目の選手たちを指導している指導者に対しては、合宿や会議などの機会があるごとに、ガバナンスやコンプライアンス、イ

ンテグリティに関して周知を行っており、LGBTに関して同様に周知を行うことは可能。しかし、スキー学校などでレッスンをしている指導者の人たちは、個人で資格を取って活動している人たちで、全国におよそ4万人いるため、その人たちを一人ずつ指導するということは不可能と考える。そのため、全体的な啓蒙については、県のスキー連盟などを通して下にどんどん落としつつ行ってもらうという形でそのたびごとに行うよりほかはないのが現状。

指導者の資格を取ると、その資格を維持していく上で、2年に1回は研修会を受講する必要がある。現在、そうした研修会では技術的な部分と、指導テクニックを主なテーマとしているが、今後、そうした場でLGBTに関する情報提供などをプラスしていくというのも1つの方法ではないかと考える。

3) LGBTの競技者に関する対応方針

LGBTの競技者については現在のところ事例を把握していないが、5年ほど前、連盟への会員登録の際にMtFの方が性別を変更したいという申請があった。競技に関わることではないこともあって、本人の申し出を尊重し、特段の議論になることもなく、女性としての登録を行った。もし競技の場でそのような事例が生じた場合は、どう対応するのが良いかわからないのが正直なところ。

競技の記録がその日の天候の影響を受ける場合もあるので、競技によっては必ずしも男性が優位とは言えないかもしれない。例えばジャンプの大倉山シャンツェでは、ヒルサイズ137メートルのバッケンレコードを女性の伊藤友希が保持していたこともある^(注2)。そうした意味では、スキーはトランスジェンダーの選手を比較的受け入れやすい部分もあるのかとも思う。採点系の競技も、男女で分けるのではなく、一緒に競技を行うことも可能かもしれない。

また、女子アルペンスキーのリンゼイ・ボン選手がエキシビジョンではあるが、男子のレースに参戦したことがある。女性のまま男子のレースに出ることを試みている選手がいるので、アルペンスキーの中でも場合によっては、そういうケース

も出て来る可能性はあり得るのではないか。

4) その他

LGBT当事者への対応や相談する先を探すにも、なかなか情報も人手もなく、もし事例が生じた場合でも、こういうことに精通している人が必ずしも内部にいるとは限らず、実際に対応することが困難であるのが正直なところ。JSPOなどでこうした課題を相談できるような、一元化された窓口、相談できる体制があるとありがたい。

3. 全体を通してのまとめおよび今後の展望

各団体のヒアリングを概観し、いくつかの共通点が浮かび上がってきた。まず、トイレや更衣室の配慮の必要性はどの団体も感じていると同時に、多目的トイレが整備されている会場が増えているため、現状においても比較的、対応しやすい面もある。

また、トランスジェンダー当事者の競技への参加については、国際競技団体(IF)の規定に準ずる方向性が基本であり、事例のないうちから国内の競技団体だけで指針を定めることは難しいと考えている団体が多かった。日本トリアスロン連合のように事例を国際競技団体へ報告するなど情報提供を行うことで、規則の整備につながる可能性があると言えよう。

加盟団体としてのLGBTへの対応については、ハラスメントや暴力の防止、組織のガバナンス強化やコンプライアンス強化の流れの一つとして、取り組むべき課題との認識であることも、多くの団体で共通していた。これらの課題のなかには多様な視点から改善が求められるものがあり、そうした意味では、女性の競技者や役員の増加に取り組んでいる団体ほど、LGBTに関しても課題として認識し、取り組むべきとの意向を持つ傾向にあるように感じられた。

一方で、特に日本障がい者スポーツ協会へのヒアリングで指摘されたように、生涯スポーツや日常的なスポーツと競技スポーツにおける課題には違いがあることもうかがえた。ハンドブックの作成においては、競技レベルの違いによって生じる問題や必要とされる配慮が異なる可能性があること

を考慮すべきであろう。

また、ハンドブック作成に関して、各団体から寄せられた要望の中では、競技特性によって困難や必要な配慮、可能な対応が異なるケースがあると思われるので、啓発資料を作成する際にはそうした競技特性の違いも反映する必要があるという意見が複数寄せられた^(注3)。

また、現実にはどの団体もガバナンスやコンプライアンスの強化、選手の育成、裾野拡大など、すでに対応すべき課題が多数存在し、LGBTについては対応の必要性を感じながらもなかなかそこまで手が回らないという状態にあることがうかがえた。全日本スキー連盟のヒアリングにあったように、当事者への対応や相談する先を探すにも、なかなか情報も人手もなく、もし事例が生じた場合でも、実際に対応することが困難であるのが正直なところであろう。そのため、できる限り加盟団体の負担を減らすことができるよう、JSPOなどで方針を明確にしたり、情報を提供したりといった支援があるとよいという意見が複数寄せられたが、それに対して答えていく必要もあると考える。

今後については、日本障がい者スポーツ協会へのヒアリングにおいて示唆を受けたように、日常的なスポーツを行う場であるスポーツセンターの関係者へのヒアリング実施について検討する必要があると考える。同時に、日本武術太極拳連盟のヒアリングで要望を受けたように、競技大会や指導の場など個々の現場でどういった課題があるのか、何に気をつけなければならないのかをより理解するためには、より現場に近い場所、例えば都道府県の体育協会などへの調査も実施する必要があるのではないかと考えられる。この点については、本研究プロジェクトで既に実施した指導者調査結果との照合を行うことで、LGBTに関する課題の認識について、組織と現場の指導者との間での異同を把握するという方法も有効であろう。

今後、ハンドブックの作成にあたっては、先に述べたように競技レベルの違いによって生じる問題や必要とされる配慮が異なる可能性に留意するほか、スポーツの場面で実際に生じている、あるいは起こりうる課題について、望ましい対応の方

法まで含めてできる限り具体的に提示することとともに、比較的抽象的な、組織として目指すべき方向性や望ましい組織のあり方についても提示することができるよう、ヒアリングで得られた意見などを参考にし、多様な視点から内容を検討していくことが望まれる。また、ハンドブックの活用にあたっては、より有効に活用してもらうことと、加盟団体の負担を軽減することを念頭に置き、加盟団体への配布にとどまらず、こちらから積極的に働きかけて研修会や講習会を実施することを検討する余地がある。

注 記

注1) JITUの競技規則は以下の通り。

〔性転換手術後の選手〕

第16条 性転換手術を受け、いずれかの競技に出場を希望する選手は、事前にIOC（国際オリンピック委員会）やWADA〔世界アンチ・ドーピング機構〕の基準に適合していなければならない。

(1) 選手は、性転換手術を受けたことを表明し、男女区分いずれかへの出場希望を示し、希望大会日の30日以上前にITUメディカル・アンチドーピング委員会へ提出しなければならない。

(2) ITUメディカル・アンチドーピング委員会は、IOCやWADAの基準により審査し、書面で通知する。いかなる決定についても、ITU競技規則により訴えることができる。

2 女性選手の資格が高アンドロゲン血症により疑問視され、正式書面での疑義が提出

された場合、ITUメディカル・アンチドーピング委員会や他の専門家は、女性のアンドロゲン過剰症について検証する。

(1) ITUメディカル・アンチドーピング委員会は、その時点で有効な女性アンドロゲン過剰症に関するIOC規則を準用する。

(2) ITUメディカル・アンチドーピング委員会は、当該選手に結果を書面で通知する。いかなる決定についても、ITU競技規則により訴えることができる。」

公益社団法人日本トライアスロン連合（2019）『競技規則』 p.7-8

注2) 2016年3月19日に伊藤友希が145.0メートルを記録。2017年2月4日に栃本翔平が146.0メートルを飛ぶまでバッケンレコードであった。

注3) LGBTに関連する競技特性には、①参加資格をめぐる特性と、②競技における特性が考えられる。前者については、例えば、馬術は種目が男女別に分かれておらず、また、セーリングにはオープン（性別不問）のカテゴリーがあり、LGBTの参加資格に関する問題は発生しにくい。後者については、競技における身体の大きさ（筋量の多さ）などが競技成績に与える影響の大きさや、競技における身体接触の有無やコンタクトの強弱などが考えられる。スポーツにおいては、一般社会と同様（あるいはそれ以上に）、性別二元制が当然の前提とされている。LGBTアスリートたちは、競技者を男女に厳格に区分しようとするスポーツのあり方について再考を促す存在でもある。